

平成29年度 富山県立雄峰高等学校いじめ防止基本方針

富山県立雄峰高等学校

I いじめに対する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に危険を生じさせるおそれのあるものである。いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指さなければならない。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法 第2条より

【いじめ問題に関する基本的認識】

「いじめは絶対に許されない」

「いじめは卑怯な行為である」

「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」

いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学省大臣決定）より

II 本校の現状と課題

1 現状

- ・ 定時制課程（昼間単位制・夜間単位制）、通信制の課程、専攻科を備えた定時制通信制の学校である。不登校経験者や全日制中途退学者、学力や学習意欲、家庭環境等、生徒が抱える課題は多様化し複雑化している。
- ・ 携帯電話（スマートフォンを含む）の所持率は高く、依存傾向である。

2 課題

- ・ 集団に溶け込めず、孤立がしがちな生徒も少なからず見られる。
- ・ 規範意識が低いため、些細なことが発端となるトラブルが生じる。
- ・ 県実施のネットパトロールから、生徒の「不適切な書き込み」等について報告がある。

このような現状と課題を踏まえつつ、生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動が取り組めるよう、いじめの問題に取り組むための体制を定め、いじめの未然防止、早期発見を図り、いじめを認知した場合は迅速且つ適切に対応できるよう、以下のように取り組む。

III いじめへの対応

1 いじめの未然防止、早期発見等のために「生徒指導・いじめ対策委員会」を設置する。

○ 構成員

- ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各年次主任、養護教諭 等

※ PTA、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー等）、弁護士等の外部専門家、

さらに関係学級担任や部活動指導者を必要に応じて追加

○ 役割

- ①本校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、検証
- ②教職員へのいじめ防止基本方針の周知と対応についての共通理解、意識啓発（校内研修等）
- ③生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ④いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口
- ⑤発見されたいじめ及びいじめの疑い事案への対応
- ⑥いじめ重大事態の発生時の対応（必要に応じて外部専門家を加え対応にあたる）
※ いじめ重大事案の発生については、教育委員会に直ちに報告し、連携して対応
- ⑦本校いじめ防止基本方針の見直し

2 未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止に取り組む。

○ 具体的な対応策

- ①わかる授業、生徒指導の機能を生かした授業（自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的な人間関係を育てる）に努める。
- ②規範意識を高め、温かい人間関係づくりに努める。
- ③自己有用感を高め、学級での居場所づくりに努める。
- ④いじめ防止の啓発に向け、標語やポスター掲示等、生徒が主体的に取り組む活動の推進に努める。
- ⑤道徳教育を始めとする教育活動全体を通して、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを生徒に対して教える取組を推進する。
- ⑥ネットいじめ防止のため、ソーシャルネットワーキングサービスの適切な利用方法を含む情報モラル教育をあらゆる教育活動を通じて行うとともに、専門家による講習会も取り入れながら計画的に行う。
- ⑦教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒にいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。

3 早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもち、いじめを見逃したり軽視したりすることなく、疑いも含めて積極的に認知する。

○ 具体的な対応策

- ①ST時、生徒の様子に目を配り、気になる生徒に対しては、声かけや面談を迅速かつ適切に行う。
- ②休み時間や放課後に、担当を決めて巡回する。特に、いじめ被害の心配がある生徒の周囲には、十分配慮する。
- ③クラスの生徒に、孤立ぎみの生徒や嫌な思いをしている生徒がいないかなど、人間関係の状況把握に努める。
- ④生徒との雑談や普段の授業等から情報を収集し、些細なことでも年次主任や生徒指導主事に伝え、教職員間で情報を共有する。また、迅速な報告・連絡・相談に努める。
- ⑤アンケート調査（いじめ調査）を定期的に行い、早期発見に努める。アンケート実施後は、速やかに（当日中に）クラス毎に生徒の記載状況を担任等が確認し、いじめ等

に関する記載があれば、至急、年次主任を通して生徒指導主事・管理職に報告する。
また、調査に基づいた教育相談の充実を図る。

⑥保護者や地域からの情報を得るため、「いじめ相談窓口」を周知する。

4 早期対応

いじめやいじめの疑いを確認された場合、直ちに担任、年次主任、生徒指導主事等での情報を共有するとともに、迅速にいじめを受けた生徒の迅速な安全確保を行う。さらに「生活指導・いじめ対策委員会」等を活用して、関係生徒に対する事情確認並びに適切な指導等を行うとともに、家庭や教育委員会、関係機関とも連携した組織的な対応で早期解決に取り組む。

○ 具体的な対応策

- ① 被害生徒に対しては、本人の痛みに寄り添い、心のケアに努め、いじめから守る。
加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨とし、教育的配慮の下、毅然とした対応を行う。
- ② 聞き取り調査による詳細な事実確認と正確な状況把握を（正確かつ迅速に）行い、いじめの原因や背景を把握する。
- ③ 指導方針の明確化を図り、教職員の緊密な情報交換や共通理解及びチームによる対応を行う。（指導経過を時系列でまとめて記録）
- ④ 教育委員会へ連絡する。（必要に応じ児童相談所、警察署等にも連絡する）
- ⑤ 被害生徒、加害生徒の保護者へ学校が把握した事実及び対応策等を知らせる。
（全容把握に時間がかかる場合は、途中経過について適時報告）
- ⑥ ネットいじめについては、書き込んだ生徒に削除させることや、サイト管理者への削除要請を行うことでいじめの書き込み等の削除に努める。生徒の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察と連携して対応する。

5 再発防止

同じ生徒を対象としたいじめの再発や類似のいじめの発生を防止する。なお、いじめの加害者と被害者が入れ替わったり、いじめの対象が変わったりしていじめが継続することがあることに注意する。

○ 具体的な対応策

- ① 校長をはじめ全ての教職員がそれぞれの教育活動において、いじめの問題に関する積極的な指導を行う。
- ② お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする生徒を育成する指導等の充実に努める。
- ③ ホームルーム活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行う。
- ④ 生徒会活動等において、いじめの問題を取り上げる。
- ⑤ いじめを安易に解消とせず、継続して十分な注意を払い、折に触れ、必要な支援、指導を行う。
- ⑥ 生徒の変化を定期的に確認・検証する。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行う。
- ⑦ 「学校いじめ防止基本方針」や「生活指導・いじめ対策委員会」が、いじめを受けた生徒を守り、事案の解決を図る体制であることを生徒に認識される取組を推進する。

6 地域や家庭との連携

生徒の健やかな成長を促すため、PTAや地域とともに、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。

○ 具体的な対応策

- ①学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解と協力を得ることができるよう努める。(入学時や各年度の開始時に学校基本方針の内容を説明する)
- ②家庭訪問や学年・学級だより等を通じて、家庭との緊密な連携・協力を図る。
- ③いじめが起きた場合、家庭との連携を密にし、協力してその解消に当たる。
- ④PTAや学校評議委員会等、地域の関係団体とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。
(PTA総会、学級懇談会、学校評議委員会等)
- ⑤保護者に対して、インターネットを通じたいじめの事例を紹介するなど、情報モラルの啓発活動を行い、ネットの危険性について理解を深める。

年間計画

いじめ防止に向けた取り組み						
月	対策委員会	調査	面接	校内研修会	生徒会活動	その他
4月	○	○	○			
5月						PTA 総会
6月					○	
7月		○				
8月	○			○		
9月			○			
10月		○			○	
11月						
12月	○					
1月			○			
2月		○				
3月						
備考	定例3回 緊急時随時					